

平成 25 年度

定期監査結果報告書

四條畷市監査委員



暇監第 117号

平成26年 2月18日

四條暇市監査委員 池 中 昇 三

四條暇市監査委員 吉 田 裕 彦

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成25年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

1 監査の対象

地域振興室

人権政策課

産業観光振興課

地域協働課

安心安全課

田原支所

農業委員会

2 監査の期間

平成25年 9月 3日 から 平成26年 1月22日 まで

3 監査の概要

監査に当たっては、主として財務に関する事務の執行が法令、条例、規則等に準拠しているか、また、経営に係る事業の管理及び監査対象所管事務が適正かつ効率的であるかについて監査した。

4 監査の結果

提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね適正であった。なお、一部において留意すべき、あるいは改善を要する事項が認められた。

以下、各所管課の監査結果について述べる。

【地域振興室】

地域振興室の主な所管事務は、

人権擁護委員及び保護司、人権協会、農業委員会、行政相談員、非営利活動組織との連絡調整に関すること。

人権政策、人権擁護及び男女共同参画、犯罪被害者の支援、国際化施策の企画、立案に関すること。

非核平和事業に関すること。

商工業の振興に関すること。

まちおこし及び郷土祭に関すること。

消費者保護対策に関すること。

勤労者対策に関すること。

市民農園に関すること。

コミュニティ活動に関すること。

友好都市との交流に関すること。

地域防災計画の策定に関すること。

防犯事業に関すること。

コミュニティバスに関すること。

などである。

なお、下記の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するものである。

◇人権政策課

○男女共同参画社会について

平成 24 年度に開催された女性議会には、多くの反響が寄せられた。今後もより一層、女性の社会参加が増える中で、男女共同参画社会の実現を目指すために、様々な視点から取り組まれるよう努められたい。

◇産業観光振興課

○四條畷楠公まつりについて

楠公まつりは、多くの市民に親しまれつつ、今年で第 10 回目の開催となり一つの節目を迎える。

この間、楠公まつりのあり方については様々な検討がなされてきたところであるが、今後も発展し継続的に開催するために、開催方法や周知活動について更に新しい取り組みを行い、市内全域で盛り上がる行事となるよう努められたい。

○田原地区商業施設について

この度の商業施設の撤退は、田原地区の市民生活に多大な支障を来すものであり、街づくりの観点からも地域の衰退を招くものである。

当該地区の後継商業施設を地域住民に必要な中核施設として誘致されるよう、多角的な対策を緊急に講じられたい。

◇地域協働課

○地域コミュニティについて

地域コミュニティの組織化は重要な課題であり、その推進について、様々な方策を検討されてきたところである。

田原地域をモデル地域とするまちづくり協議会においては、地域課題を共有しながら、自治会だけでなく、地域の団体や組織と連携するなど、今までになく特徴的な取り組みを展開されているが、今後も、より積極的に効果の見える取り組みを推進されたい。

◇安心安全課

○放置自転車対策について

駅周辺の放置自転車は、現在までに様々な対策が講じられているものの、特に休日の忍ヶ丘駅前においては、未だに数多く見受けられる。

自転車の放置は駅周辺的美観を損なうだけでなく、人の往来を妨げる大変危険な行為であるため、他市の先行事例などを参考に、駐輪場の利用促進に努められたい。

○災害弱者の避難支援計画の策定について

南海トラフ巨大地震を想定した対策が進められている中、災害時に介助を必要とする高齢者や障がい者（災害弱者）らの避難支援計画の策定が求められている。

個別具体的な避難方法等を盛り込んだ支援計画の早期策定に努められたい。

【田原支所】

田原支所の主な所管事務は、

田原地域の行政事務に関する事。

地域交流に関する事。

グリーンホール田原に関する事。

などである。

なお、下記の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するものである。

◇田原支所

○グリーンホール田原について

グリーンホール田原は地区の中核施設である一方、平成4年の竣工から既に20年以上が経過し、老朽化が進んでいる。

今後とも、利用者の安全に配慮しながら、予算面も含めた年次計画を策定し、計画的に進められたい。

【農業委員会】

農業委員会の主な所管事務は、

農地の利用関係の調整に関する事。

農用地区域における開発行為の許可等に関する事。

生産緑地法（昭和49年法律第68号）に定められた事項に関する事。

などである。

◇農業委員会

○今回の定期監査において、特に指摘、要望すべき事項はありません。

【各所属共通】

○事務文書の適正な処理について

事務文書の取扱いにおいて、定められた方法に従って処理がなされていない事案が数多く見受けられた。文書管理規程、事務決裁規程、財務規則などの諸規定を遵守し、正確、適切な事務処理に努められたい。